

「第5期基本構想第3次基本計画(素案)」に対する意見募集の結果(パブリックコメント)

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和7年9月5日(金)から10月15日(水)まで
- (2) 意見提出者数 6名

2. いただいた意見・質問の内容及び市の考え方

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
1	計画 全体	選挙で市長が交代して最初の中期計画となるが、現行の前市政時代の基本計画との違いが見えない。新計画(案)の特徴は何か？	(政策経営課) 第3次基本計画(素案)の特徴について、「市民との対話を重視した市政運営」を第3次基本計画で実現すべき目標と位置付けたことが挙げられます。また、計画の重点項目においては、子育て世代・現役世代の増加、まちの活性化、シティプロモーション等の内容を新たに記載しております。	パブリックコメント
2	計画 全体	従来の計画の指標(KPI)は、世論調査を元にした「〇〇と感じる市民の割合」のような、達成できてもできなくても次の行動(施策改善)につながらない抽象的なものが多かった。施策の目標を最もよく表す具体的な指標を、しっかりと内部検討して設定してほしい。	(政策経営課) 市民意識の変容については、市が実施する各種活動の成果を測る指標として、妥当なものと考えていますが、施策の成果を図る指標については、引き続き検討してまいります。	パブリックコメント
3	計画 全体	都内で区市町村営住宅を持たない数少ない自治体の一つである国立市で、包括的な住まいの確保と支援は大変重要だが、「住まいの支援」が「相談」だけに切り詰められていたり(p.62)、高齢者の問題にだけ記述されている(p.51、59)など、不十分である。相談だけでなく、住宅セーフティネット制度(←この用語も出てこない)に基づいて、相談だけでなく経済的支援も含めた包括的な支援を盛り込んでほしい。	(政策経営課) 住居に関する経済的な支援については、P.63に住居確保給付金に関する記載をしているところとなります。また、居住に関する包括的な支援の手法については、ご意見のとおり市営住宅を持たない自治体として、どのような取組ができるか検討中の段階となりますので、本基本計画においてどのような記載ができるか、引き続き検討いたします。	パブリックコメント
4	計画 P.1	基本計画の位置づけ <意見> ・今回の基本計画が、第3次であることの意味、第1次、第2次との関係、何ができて何が足りなかったのかについて、記載いただけると分かりやすいと思いました。第2次の振り返りがあって、達成できなかった理由などから第3次が作られる必要があると思います。 ・第5期基本構想自体の見直し、振り返りも、第3次基本計画で行われるのでしょうか。記載をお願いします。	(政策経営課) 各基本計画の計画期間については、素案のP.1に記載のとおりとなり、基本計画に掲げる各施策の評価は、毎年度施策マネジメントシートに基づく評価を実施しております。また、第3次基本計画は令和11(2029)年度までを計画期間としており、基本構想自体の見直しを含む第6期基本構想については、令和12年度からの計画期間を予定しています。	パブリックコメント
5	計画 P.4	【p.4】【市民との対話を重視した市政運営】 市政が転換した今期計画において、「対話」は、市政の全ての施策の記述に盛り込まれるべき、重要な視点である。 ただ、ここでの記述では、市民参加・意見交換等の機会を増やすことだけしか記述されていないが、「対話」はもっと重層的かつ深いものである。ただ参加する、意見を交わすだけでなく、「熟議する」ということを大事にして、「熟議」キーワードを盛り込んでほしい。	(政策経営課) ご意見いただきました件について、「熟議」をもって取り組むべき事項、一方でスピード感をもって取り組むべき事項など、状況によってあらゆる対応が必要となることが想定されます。については、「熟議」というキーワードの盛り込みについては、ご意見として承らせていただきます。	パブリックコメント
6	計画 P.6	【p.6～】V 持続可能な開発目標(SDGs)との関係 SDGs達成期限まで5年を切り、目標の大半の達成が危ぶまれている(今年7月時点で169ターゲットのうち順調なのは18%)の、「行政運営がSDGsの目標達成に貢献していることを意識しつつ」との一言で、基本施策体系に目標アイコンを貼りつけただけなのは、あまりに軽視しすぎではないか。 自発的自治体のレビューを作成しないまでも、佐倉市基本計画のように具体的な169ターゲットごとに指標(KPI)と該当する基本施策をまとめて自己検証してほしい。	(政策経営課) SDGsについては、ご意見のとおり状況と認識しています。また、SDGsのターゲットと、関係する施策及び施策の成果を測る指標を明らかにした資料の作成していただきたいのご趣旨かと思いましたが、各施策に関連するSDGsのゴールはP.12～13に記載しており、ご意見に関する資料の作成は予定しておりません。	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
7	計画 P.9	<p>【重点項目2】安心・安全に暮らすことのできる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の植え込みの雑草が広がり、車道脇の自転車通行帯にまでのびて、自転車を追いやっている現状。安心して自転車を走らせる状況になっていません。また、景観としても良くない。新しい道路をつくるより、現在ある道路環境の整備をどう進めていくのか、対策と整備が必要だと思います。 中央線北側側道について、見通しが良く、信号機もなく、40キロ規制の道路となっているが、「速度を落とせ」との看板が出ている。安全を考えるなら、30キロ規制の道路にしてはどうか。また、ガードレールのない場所については、ガードレールの設置が望まれます。 都市計画道路3・4・8号線の立川側開通は、立川方面からの車両の流入と、将来、3・3・30号線との平面交差するようになると、3・4・8号線を多くの車両が利用するようになり、沿道周辺的生活環境を大きく変えることとなります。現在、北大通りは都営住宅を分断し、4小の南側を通過しています。交通量が増えれば、地域が分断され、特に高齢者や子どもたちの生活圏を狭めることになり、徒歩や自転車などで生活する人にとっては危険が増し、不自由が強いられることとなります。不要不急の道路建設は見直しが必要です。 	<p>(道路交通課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の植え込みの雑草処理については、主に幹線道路を中心に直営作業員、民間事業者等に委託するなどして対応しております。令和7年度からは民間事業者を1社から2社に増やして対応しておりますが、繁茂期について手が追いついていない状況となります。引き続き、道路を安心にご利用いただけるよう努力してまいります。 速度規制については交通管理者となります警察の判断となりますが、スピード抑制に向けて警察と調整してまいります。また、中央線側道北側の歩道は市の管理となるため過年度に巻込み部などについてガードレールの設置が完了しております。 北大通りの整備後の交通量については、現状よりも増えることが想定されておりますが、北大通りについては歩車分離されている道路となり、適切な箇所に警察が信号機も設置していることから安全性が高い道路と認識しております。特に北3丁目地域については、現状狭い道路に多くの通過車両が流入していることや、狭い道路のため有事の際に緊急車両の流入が困難などの課題を抱えていると考えております。現状の道路環境から大きく後退しないよう、交通管理者とも連携しながら進めてまいります。 	パブリックコメント
8	計画 P.10等	<p>【p.10他】</p> <p>「健幸」という用語は「お役所造語」で馴染みがなく、中途半端に小出しにする(2ヶ所しか使われていない)なら、使わない方がよい。既に数十ヶ所で使われている「健康まちづくり」でよい。使うなら、徹底的に使わないと、浸透しない。</p>	<p>(健康まちづくり戦略室)</p> <p>「健康」という言葉は心身の健康という意味で多く使われてきました。広義の健康の概念は「ウェルビーイング」と表現されますが、健康まちづくり戦略基本方針の策定の過程で、横文字は理解しにくい、というご意見もいただきました。「多面的に身の回りのことに幸せや満足を実感できる状態」を「健幸」ということばで表しています。いただいたご意見を参考に、さまざまな取組を通じて周知に努めてまいります。</p>	パブリックコメント
9	計画 P.14	<p>【p.14】基本施策1 人権の尊重と平和の推進</p> <p>〈現状と課題〉の国立市の平和施策に関する記述が、2000年「平和都市宣言」から始まっているが、国立市の平和施策、市民の平和に関する取り組みは戦後すぐの文教地区制定運動に始まり、砂川闘争支援、まちぐるみの原水爆禁止運動など長い歴史を持ち、1982年には非核武装都市宣言も市議会が行っていることを明記すべき。</p>	<p>(市長室)</p> <p>平和に関する出来事は過去様々な事業や事案があったものと理解していますが、現在の市の平和施策は「平和都市宣言」が基軸であることから、本計画では平和都市宣言から明記しています。</p>	パブリックコメント
10	計画 P.15、30、32	<p>P15 子どもたちへの人権教育を学校、関係機関と連携して・・P30 人権尊重の精神と社会性の育成・・とあり、子どもたちへの人権教育に力を入れる考えなことを嬉しく思います。しかしP32では いじめについて・・道徳の授業・・とあり、いじめをしないことはまさに人権尊重なので、人権教育で良いのではないかと思います。個別の授業内容に触れていることにも違和感があります。</p>	<p>(教育指導支援課)</p> <p>いじめは人権課題であることは承知しておりますが、現在実施している「魅力ある学校づくり事業」が「いじめの未然防止」を目的の一つとしているために、今回はこのように整理させていただきました。「道徳授業」は「道徳教育」に改め、授業だけにとどまらない学校教育全体で取り組んでいくこととして表記するよういたします。</p>	パブリックコメント
11	計画 P.16	<p>基本施策1 人権の尊重と平和の推進</p> <p>【p.16】〈展開方向2: 平和意識の醸成と平和文化の創出〉</p> <p>「平和」の位置づけが抽象的すぎて、80年前の戦争に留まっている。戦後の80年間も、多数の軍事基地を抱える多摩地域は朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争等、世界中の戦争と無関係ではいられなかった。抽象的な「平和」や80年前の戦争体験継承だけでなく、核兵器廃絶を含め、ウクライナやパレスチナ等の現在進行形の戦争や暴力、差別と排外主義に地域から対抗する、具体的な施策【手段】を盛り込んでほしい。</p>	<p>(市長室)</p> <p>平和施策においては、市民や子ども達が日常の中で平和や人権を考える、関わる事ができるよう、特定の時期ではなく年間通じた様々な平和事業、人権事業を実施してきています。また世界各地で起きている戦争、紛争により核兵器使用の脅威がある中、平和首長会議や広島市、長崎市との連携による対策も一層必要となってきています。ご意見を参考に人権施策も含め検討してまいります。</p>	パブリックコメント
12	計画 P.18、22、47	<p>P18 ジェンダー平等の意識づくり、P22多様な子育て家庭に寄り添う支援、P47女性の健康課題に対する効果的な・・・包括的性教育など市民や学校、事業者等に対し→</p> <p>誰にでも自分の体を大事にする権利があることを啓発事業や包括的性教育で広めてほしいです。特に男性は性行為により女性を妊娠させる可能性があることについて重く考えるべきです。子どもがほしいと思っても思っていないなくても「妊娠したかもしれない」という不安は女性にとって想像以上に重たいものです。2人の関係が未婚など状況によっては女性が妊娠を相手の男性に打ち明けられずに一人で妊娠の中断を決めざるを得ないかもしれません。女性の妊娠葛藤の相談体制や中断後の精神的ケアの場を整えること、男性が妊娠に対してしっかり向き合う啓発をすることなど、ジェンダー平等の社会を目指してください。</p>	<p>(市長室)</p> <p>包括的性教育の啓発や具体的取組は今後も進めていく必要があり、令和6(2024)年度からの第6次ジェンダー平等推進計画では、より具体的に取組を進めることとしております。基本計画と連動し、関係機関と連携して進めてまいります。</p>	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
13	計画 P.18	基本施策2 <展開方向1:ジェンダー平等のまちづくりの推進> 【手段】 ・ジェンダー平等の意識づくりを醸成し、SRHRや包括的性教育など市民や学校、事業者等に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います <意見> SRHRや包括的性教育という言葉を使っていることに、強く共感します。包括的性教育という言葉では分からない人も多いので、性教育を進めるうえでの世界のスタンダードとして定評がある手引きである、ユネスコ編(2021)『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】:科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店を、注として入れることを提案します。 また、まずは、市職員や学校教員、指導者などが、包括的性教育を理解することから始めることを提案します。	(市長室) 令和5年4月に実施したジェンダー平等に関する市民意識調査では、「包括的性教育」の認知度は、4割弱という結果でした。幅広い概念が包含されていることから、文言だけでは分かりにくい点もあるかと思います。ご意見を踏まえ、記載方法を検討してまいります。	パブリックコメント
14	計画 P.18	ジェンダー平等の政策の実現と、それを推進するための庁内体制は、目標とそこに向かうプロセスとして、一致している必要があると考えます。 役職者に占める女性比率を増やすためには、環境整備だけではなく、組織の慣習や文化の変容が必要で、急激な変化は難しいかもしれません。しかし、役職者が男性であったとしても、女性の課員や委員、市民へのヒアリングを必ず経なければ決定できない仕組みなど、小さなアフーマティブアクションから進めて頂ければと考えます。	(市長室) 職員のジェンダー意識を向上させるため、研修や啓発に取り組んでいます。ご意見のとおり、継続的な取組が必要であるとともに、様々な場面において男性偏重の場になっていないか、多様な性の視点は入っているかなど、市のあらゆる場においてジェンダーの視点が必要になってきます。本基本計画と共に、第6次ジェンダー平等推進計画を含めて取組を進めてまいります。	パブリックコメント
15	計画 P.19	P19 女性相談の相談事業の効果検証や相談者本人からのフィードバックなど、本人の意思に沿った支援体制の構築を目指します。→ とても重要なことだと思います。相談者は抑圧下において言いたいことも言えない状況だったり、自分の意思を自分で決められない状況なこともあり得ます。時には支援者の言動に傷つけられることもあるかもしれません。心理的安全性の保障と信頼関係の構築をしていただき、フラットな視点での評価検証の仕組みや相談者が困った時に別の相手に声を出せる場所があるといいです。	(市長室) 様々な困難な状況にあった方の意思や願いをどのように支援に結びつけるか、意思形成支援も含めて制度中心の支援でなく、本人中心の支援を目指す必要があります。そのためにも現状の支援に対する評価の仕組みを検討してまいります。	パブリックコメント
16	計画 P.19	計画内には、「相談者本人からのフィードバック」「相談者本人の希望や意思を尊重した支援」とありますが、DV や性暴力の被害者は、自分の気持ちや求める利益を自分で感じること、言語化することが難しい場合も考えられます。 昨今、様々な対人支援の現場で、支援者による二次的な加害が頻発しています。女性支援においては上記の前提に加え、他のサービスの選択肢や逃げ場が少ないため、被害の発生時に潜在化する可能性やリスクは更に高く、第三者の委員による評価や通報制度などの整備を強く望みます。	(市長室) 女性支援の分野では、民間支援団体の数が他の福祉分野と比較的少ない状況にあります。ご意見のとおり民間支援団体に支援を求める選択肢が少なく、地域によって利用できる社会資源に限られる課題があります。 第三者評価や通報制度については、他の福祉分野での取組や対応できる機関について検討していく必要があります。まずは、相談者本人が希望通りの支援が受けられているか、また、意見や苦情を受付ける仕組みについて検討してまいります。	パブリックコメント
17	計画 P.20	【p.20～】基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援 <現状と課題>で「共同親権」に触れているのだから、<展開方向>の<手段>においても、具体的な離婚後・非婚の親による子どもの共同養育支援策を明記してほしい。	(子育て支援課) いただいたご意見を踏まえ、手段に追記いたします。	パブリックコメント
18	計画 P.20	<施策3>のところで子ども家庭支援課長でしたでしょうか。 一時保育とともに、今後の新しい制度として「だれでも保育園通園制度」のことを言われました。この制度は現在の園の子ども集団の中に一時的な預かり保育ではなく、子ども成長発達のために、6か月児から2歳児が通園するという趣旨で、全く新たな施策です。 国としては来年度から全ての自治体で、とっていますが、これまでも保育の室の向上のために、頑張ってきている現場がさらに困難な状況に陥ることがないように、子育て、子育てを応援する自治体として、充分な現場の環境と整備を行いつつ、慎重に進めて頂きたいことを強く願うものです。	(保育幼児教育推進課) こども誰でも通園制度は、令和8年度から国制度としてすべての自治体で実施することができるようになります。市では令和7年度から都の類似制度を活用し、幼稚園2園が先行実施しており、園からも利用者からも好評いただいております。一方で、人員等の実施体制を整えることが難しい園等もあり、市としては一律に実施することは考えていません。各園の中で検討いただき、実施する場合は市として最大限フォローしていく考えです。	パブリックコメント
19	計画 P.22、47	P22「全ての妊産婦」、P47中頃「女性の健康課題に関する」 女性の健康について、妊娠が継続しなかった方々へのケアも示してほしいです。思いがけない妊娠でなくても葛藤や迷いはあるものですし、自然流産したり中絶を選んだ際の精神的・身体的負担は相当なものです。妊娠をさせた男性の存在にもしっかり触れて、妊娠は2人で向き合うものだということ、それが叶わない場合でもしっかり支援されることを記述していただきたいです。	(子育て支援課) いただいた意見を踏まえ、現状と課題において内容の追記を行います。	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
20	計画 P.24、32	P24 教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取り組みを進めます。P32 不登校の未然防止・→ 学校に行かない・行けない子ども達への支援と共に、その保護者への支援を進めてください。子どもが登校しないと保護者が孤立してしまいます。同じ困難に遭っている保護者同士が繋がれる場を作ってください。また中学卒業後の進路決定や卒業後の伴走支援も重要です。ピアケアや語り合える場所の設置で支援が途切れないようにしてください。	(教育指導支援課) 不登校の児童生徒のみならず、不安を抱えている保護者に対しても寄り添い支援をしていきます。教育支援室を中心に、国立市立小・中学校在籍時から卒業後も同じ悩みをもつ保護者同士が繋がれる場を検討していきます。	パブリックコメント
21	計画 P.29	〈施策4〉 ◆上から2つめ「放課後子ども総合プランを推進し〜子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を(具体的には学童クラブ、放課後キッズの環境整備の充実)図ります。」 このことば、内容を入れて欲しいです。	(児童青少年課) 放課後子ども総合プランの具体的な推進内容については、今後運営委員会での検討を通じて深めていくところのため、現状で記載できることに限りがありますが、ご意見を踏まえて文言について検討いたします。	パブリックコメント
22	計画 P.30	【p.30〜】基本施策5 学校教育の充実 現計画や前市政の教育大綱にあった「フルインクルーシブ教育を目指す」というフレーズが全て消え、文科省が使う「インクルーシブ教育」という言葉すら一言も出てこないのはどうなのか？(私は言葉狩りだと感じているが)用語を巡って様々な意見があり政治的に紛糾していることは承知しているが、であるならばその議論、プロセスをきちんと明記すべき。 「フルインクルーシブ」という用語を使うことに抵抗があるならば、「ユネスコや障害者権利条約が規定するインクルーシブ教育」としてはどうか。	(教育指導支援課) 「インクルーシブ教育」という文言については、様々な考えがあることを踏まえ、本計画においては使用していません。これまでの経緯については、今後、学校・学級の包摂に関わる施策の方向性をまとめる予定ですので、その中において明記する予定です。	パブリックコメント
23	計画 P.32	〈施策5〉 ◆上から3つめ「〜いじめについて深く考え理解するため、「従来の道徳の授業の枠にとどまらず、相互理解のための授業の創意工夫を進め」 このことば、内容を入れてほしいです。	(教育指導支援課) 「道徳授業」は「道徳教育」に改め、授業だけにとどまらない学校教育全体で取り組んでいくこととして表記するようにします。	パブリックコメント
24	計画 P.32	P32 安心・安全な学校施設の充実→ 子どもたちの学びが保障されるには学校が居心地の良い場所でないといけないと思います。学校施設こそ過ごしやすい空間であってほしいので、断熱化を進めて学校の温暖化対策をしてください。	(教育総務課) 非構造部材耐震化対策工事などと併せて、教室南側窓への日射調整フィルム貼付けなど行ってまいりました。 引き続き、教室を主体とした学校施設の環境改善に取り組んでまいります。	パブリックコメント
25	計画 P.33	【p.33】〈展開方向5:安心・安全な給食の提供と食育の充実〉 【手段】の記述に「くにたち食育推進・給食ステーションができ、給食運營業務は大幅に質が向上しました。」という記述はそぐわないので、〈現状と課題〉(p.30)の給食ステーションの記述の中に盛り込んではどうか。	(食育推進・給食ステーション) ご指摘のとおり変更いたします。	パブリックコメント
26	計画 P.33	【p.33】〈展開方向5:安心・安全な給食の提供と食育の充実〉 市立小中学校の生徒数が減少していく中で、市内近隣の高校や私立学校、幼稚園、長期休暇中の学童保育所等への給食提供も検討してほしい。 また、小学校から、改築を機会に自校式給食への転換も検討してほしい。	(教育施設担当) 給食の提供方式については、給食の安全性や食育、期間や財政面など様々な観点から検討を行い、『国立市立学校給食センター整備基本計画』においてセンター方式を採用することといたしました。そのうえで、将来の学校給食の在り方については、調査を行いながら検討を進めていくこととしております。 (児童青少年課) 学童保育所の昼食提供については、夏季休業期間において仕出し弁当事業者と締結し、弁当の受け渡しを行っています。近年登録児童数が増加傾向にあるとともに、日ごとに登所児童数等が変動する学童保育所において、アレルギー対応等含め、くまなく配慮して給食を提供することにはハードルが多くある状況です。引き続き、食育推進・給食ステーションとの連携についてどのような形が考えられるか、調査・研究をしていきます。	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
27	計画 P.35	基本施策6 <展開方向1:文化・芸術活動の支援及び文化・芸術を通じた賑わいや交流の創出> 【手段】 ・くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。 <意見> 市民主体の芸術活動や映画祭、イベント活動に対して、市の支援(助成金や補助金)を拡充してほしい。さらに、常設の映画館や文化芸術活動をしやすい施設の拡充を提案します。	(生涯学習課) 現在、国立市文化芸術振興補助金の交付事業を行っていますが、予算全体の状況を踏まえ、予算額を検討いたします。また、文化芸術関係施設の拡充については、新規施設を建設する等の際に、文化芸術活動を行う機能を持たせられるか検討いたします。	パブリックコメント
28	計画 P.76	基本施策15 <展開方向3:多文化共生社会の実現> 【手段】 <意見> 手段に以下を追加する。 ・外国人の声を積極的に聞き、一緒に課題を考える機会を持つ ・外国人に対する差別やヘイトクライムなどをなくすために、マジョリティ側(日本人側)が持っている特権や偏見、差別に気づく学習を行う。	(まちの振興課) 外国籍の方のお考えやご不安をどのように把握し必要な施策に活かしていくか、市長室等とも協力し引き続き検討してまいります。 (市長室) 市の人権平等基本条例(略称)において、国籍、民族に基づく差別や人権侵害を禁止しています。あらゆる差別の解消には、マジョリティ側がどのように受け止め、行動するかが大切だと考えます。ご意見を参考に人権施策における啓発事業の中でも取り組んでまいります。	パブリックコメント
29	計画 P.77、78	P77 公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被率面積、緑被率を現状維持していくことを目標とします。→ P78では適切な選定や維持管理・・・更新とあり、現状維持どころか緑が減っていく危機感があります。少なくとも現状維持するためには緑を増やす取り組みが必要ではないでしょうか。	(環境政策課) 大学通り緑地帯や一橋大学などの市街地の緑地、また、崖線に連なる樹林地や社寺林、湧水も含めた豊かな水環境など、国立市の骨格的な緑について重点的に保全しつつ、計画的な公園整備や、市民・市民活動団体、民間事業者との協働により緑の保全を推進していくことで、中長期的に緑の総量を維持してまいります。 こうした拠点や軸となる緑の保全により、エコロジカルネットワークを形成し、外来種の駆除なども含め、生物の多様性を確保し「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」として、持続可能な社会を目指します。 特に、農地や樹林地などの緑被地は、一度失われると新たに創出することが難しいことから、各種制度の活用による農地や樹林地保全、宅地開発時の緑化指導、公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被地面積、緑被率の現状維持に、まずは取り組んでまいります。	パブリックコメント
30	計画 P.79、81、103	【p.79】<展開方向2:水環境の保全と活用> 【p.81】<展開方向1:環境保全型のまちづくり> 【p.103】<展開方向2:良好な水環境の維持・創出> 有機フッ素化合物(PFAS)の地下水汚染問題の記述が一言も見当たらないが、きちんと記載すべき。特に、かつて水道水の7割を占めていた国立のおいしい地下水が、原因が特定されていない汚染によって奪われている状態を放置しておいて良いのか? 具体策を<手段>に盛り込んでほしい。	(環境政策課) 有機フッ素化合物(PFAS)の地下水汚染問題について、都市長会から都に対し、都予算編成に対する最重要要望として、観測地点数の拡大による実態把握の推進や、地下水脈流の調査などを踏まえ、汚染実態の原因究明及び対策を講ずることなどを要望しております。都環境局では都内260ブロックのローリング調査を実施し、広域的な視点から都内のPFAS汚染状況の把握を進めております。 なお、水道水については、東京都水道局でPFOS、PFOAについて年4回水質検査を行っており、都内全ての給水栓(蛇口)において目標値を下回り、水道水の安全性は確保されていますが、市内の地下水の状況をより適切に把握し情報発信していくため、令和7年度に、市独自のPFOS等の地下水調査を実施してまいります。 上記趣旨について、各展開方向における手段に記載いたします。	パブリックコメント
31	計画 P.81	基本施策17 <展開方向1:環境保全型のまちづくり> 【手段】に追加 ・東京都内でも国立市の緑化率は決して高くないことから、気候変動対策としても、緑化を一層進めることを提案します。	(環境政策課) 樹木被覆地を形成する高木の緑は、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、冷涼な空間を形成する機能を有しております。猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策や気候変動適応対策として、緑地の確保は重要と考えておりますので、これら趣旨について、基本施策17 <展開方向2:ゼロカーボンシティに向けたまちづくり>の手段に追記いたします。	パブリックコメント
32	計画 P.82	基本施策17 <展開方向2:ゼロカーボンシティに向けたまちづくり> 【手段】に追加 ・気候変動の影響が大きく酷暑が続くことが予想される中で、学校や家の断熱改修に関する予算付けや支援をすすめる、ことを提案します。	(環境政策課) 再生可能エネルギーの活用、公共建築物における省エネルギー化の推進、カーボンオフセット事業の推進などに取り組んでいますので、これら趣旨について手段に追記いたします。	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
33	計画 P.82	P82 ゼロカーボンシティに向けたまちづくり→ 再生可能エネルギーをどんどん導入して、民間でも進め、エネルギーの脱炭素化をしてほしいです。また、公共施設の断熱も進めて省エネを促進してください。なぜならこれから長く生きる人たちへの負担を最小限にしたいからです。	(環境政策課) 国立市域のエネルギーの脱炭素化に取り組むとともに、市の取り組みとして、再生可能エネルギーの活用、公共建築物における省エネルギー化の推進、カーボンオフセット事業の推進などに取り組んでまいります。	パブリックコメント
34	計画 P.82	【p.82】<展開方向2:ゼロカーボンシティに向けたまちづくり> 「交通の脱炭素化」は大賛成だが、「自動車利用の抑制」(東京都環境局)や「モーダルシフト」も明記してほしい。	(環境政策課) 自動車に依存しないライフスタイルに向けて、安心安全で魅力ある都市空間の確保を通じてウォークアブルなまちづくりを推進していくことは、重要な取り組みと考えておりますので、これら趣旨について手段に追記いたします。	パブリックコメント
35	計画 P.86	基本政策19 道路の整備と適正管理 (現状と課題) ・「かつては自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、…」(この点は良いと思います)とも記されていますが、この考えと今後の「都市計画道路」に関する記述とは矛盾するところが多いのではないのでしょうか。現在とは状況が大きく異なるなかでたてられたとの計画をそのままこれからにつないでいくことが、国体の街にとって有益なのか、考え直す時に来ているのではないのでしょうか。 ・国立の中心部は一方通行が多く、自動車にとっては通行しづらい面があり、そのことが自動車の流入を減らし、国立に生活する人の生活環境が守られてきました。通貨道路が増えればそこをめざす車両が増え、生活道路への流入はさらに増えるのではないのでしょうか。 ・新しい道路をつくることにより、現在ある道路の舗装や緑地の整備、美化が必要になっています。道路の状況は、日々、目にし、体感するもので、都や市の姿勢が表れています。	(道路交通課) かつての都市計画道路の整備は、道路交通の円滑化、円滑な物流の確保、緊急輸送道路の拡充・強化などに加え、生活道路への通過交通流入の抑制などが主な視点となっておりますが、近年の社会情勢の変化、まちの将来像を踏まえると、新たな視点として住民の安全性のさらなる向上や、魅力的な歩行空間の創出が求められています。国立市においても通過交通が生活道路に流入している現状があります。都市計画道路を整備することにより、生活道路への通過交通流入を抑制し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して外出できるよう歩行者空間の安全性を高めるとともに、植樹帯などの設置を通じて暑さ対策、緑陰の確保など都市環境の改善、また美しい都市景観の創出を目指します。	パブリックコメント
36	計画 P.90	基本施策20 交通環境の整備 (展開方向1:交通安全対策の推進) 【手段】…高齢者、しょうがいしゃを含む多くの駅利用者が安全に鉄道利用できるよう、鉄道事業者と協力依頼をしていきます。 ・国立駅のホームドア設置の計画はどうなっているのでしょうか。一日も早い設置が望まれます。 ・東の地域や谷保地域など、高齢者の移動手段がなく、生活に不自由していることを耳にします。高齢者やしょうがいのある方などの生活を支えるためにも小型コミュニティ車両などの運行などが望まれます。	(道路交通課) 令和6年度までに南武線の谷保駅及び矢川駅についてホームドアの設置が完了しました。市としてもホームドア設置については早期の設置を要望しているところとなりますが、国立駅のホームドアにつきましては、2031年までに設置すると鉄道事業者から聞いております。東地域については、過年度にコミュニティバスの試行運行を行いました。多くの利用がなかったことから本格運行にはならなかった経過がございます。しかし、東地域に限らず他の地域から同様のご意見をいただいておりますので、令和7年度に市民アンケートをとるなど現状把握に努めております。また、バス運行については多くの税金を要するため慎重な判断が必要であると考えております。バスの運行については、公共交通活性化協議会で現在議論しているところとなりますが、市の見解だけでなく協議会などの意見も踏まえて検討してまいります。	パブリックコメント
37	計画 P.94	P94 国立駅南口のロータリーを含む南口駅前広場整備→ 意見交換会でも市民から発言がありましたが、駅前の行きやすい場所や、大学通りのどこかに24時間使える公衆トイレを作ってほしいです。なぜなら国立市が人間を大切にすまちだからです。1番困難な人が暮らしやすいまちが誰にとっても優しいまちだと思います。	(国立周辺整備課) 国立駅南口駅前広場の公衆トイレにつきましては、市民説明会やアンケートでも様々なご意見を頂戴しているため、それらも踏まえて検討してまいります。	パブリックコメント
38	計画 P.97	P97 JR南武線連続立体交差事業にあわせた道路整備→ 道路整備とは都市計画道路のことでしょうか。鉄道と都市計画道路は別の事業ではないのでしょうか。市は都市計画道路も推し進める考えでしょうか。	(南部地域まちづくり課) JR南武線連続立体交差事業に関連して市が取り組んでいく道路整備事業として、国立市役所前踏切から甲州街道までの都市計画道路3・4・14号線、矢川駅南口駅前広場と取付道路、南武線南側地域における東西道路、鉄道仮線除却後の側道、踏切除却後の交差道路などがあります。 市におきましては、今後、連続立体交差事業とあわせ、東京都、交通管理者、鉄道事業者等とも連携し、また、近隣の住民の方々をはじめ、市民の皆様のご意見を丁寧にお伺いしながら、都市計画道路を含め、関連する道路整備を進めて行く予定です。	パブリックコメント

No	対象箇所	意見の概要	市の見解	意見をいただいた場所
39	計画 P.117	P117 市民の声を反映させる仕組みづくり→ この計画素案の市民意見交換会を4回も実施したことは市民参加を進める取り組みなのだと評価しています。ただこちらも国立駅前周辺整備の説明会もその他の会も申込制のものが多く締め切り後は参加がしにくく、市民参加が損なわれていないでしょうか。もっと気軽に立ち寄って誰でも参加できる方が多様な意見の反映につながると思うので、あり方を検討していただきたいです。	(政策経営課) 本計画素案に関する意見交換会については、計画素案に対する意見を聴取するという目的のもと、当日の会場設営、資料の準備、説明員の配置等のため、事前申込制を採用しており、必要な対応であったと認識しています。 ただ、気軽に意見交換ができる場があることも望ましいという点についてはご意見のとおりと感じており、当市においてもまちづくり関係の意見交換については、オープンハウス形式などを実施しています。引き続き、意見交換の目的や内容等を踏まえ、より効果的な市民意見の聴取手法について検討してまいります。 (国立駅周辺整備課) 国立駅南口駅前広場整備基本設計(案)の市民説明会は事前申し込み制とさせていただきますが、定員に達しなかったため締め切り後に当日参加可能な旨ご案内させていただきました。	パブリックコメント
40	計画 P.117	P117 若者・現役世代の市政参画に向けて取り組みます→ 若者が強制されることなく自由に過ごせて、自分たちのことを決められる場所と仕組み(ユースセンター)を作ってほしいです。	(児童青少年課) 中高生世代等の若者が自由に過ごすことのできる場所・仕組みについて、児童館、特に矢川プラス内矢川児童館を中心にどのような在り方が良いか検討をしていきます。	パブリックコメント
41	計画 P.120	基本施策28 将来にわたって持続可能な財政運営 (現状と課題) ・国立市の財政状況が厳しいことはよくわかりました。急激な物価高によって、市民のくらしもどの世代でも大変厳しい状況となっています。また、現在、建設や施設整備にかかる費用も大変高騰していて、公共事業においても入札が成立しないなどよく耳にします。 国立駅南口駅前広場の整備や、都市計画道路整備、南武線の連続立体交差化など、大きな費用を必要とする建設や整備は先送りして、市民の日々の暮らしを支える施策を持続・拡充して、市民が暮らしやすい、暮らし続けたい国立市の実現に力を注いでもらいたいと思います。 国や都の悪政が、市民生活を脅かしています。国保税の値上げなど、これ以上市民の負担をふやさないと、市民生活に責任を持つ国立市として、他の自治体とも連携して国や都への働きかけも強力に進めてください。 ・ふるさと納税制度、国立市の場合、多くの市税が自治体へ流出し、拡大している状況とあります。市民の市政への評価とも取れます。日々生活する市民にとって、より魅力を感じ、応援したくなる国立市をどう作っていくのか。広く市民の声を聞き、様々な視点から検討して行くことが必要なのではないでしょうか。 ・税や公共料金、利用料の値上げなど、市民生活に大きく影響します。市政への評価にも大きく影響します。市民が安心して暮らし続けられる魅力あるまちづくりを、広く市民の声を聞いて実現してください。	(政策経営課) 物価高騰やふるさと納税制度による流出などにより、市の財政状況を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、ご意見いただきましたハード整備や国保等の値上げについては、多様な意見があることを承知しています。このことにつきまして、引き続き対話を重視しつつ、持続可能で魅力的なまちづくりに向けて取り組んでまいります。	パブリックコメント